

大阪地方裁判所は、2010年5月31日、英会話教室「グローバルトリニティー」「ハーツ（HER-S）」の運営会社である株式会社FORTRESS, JAPANに2009年3月4日付裁判上の和解条項に違反し、消費者3名に対して不当な勧誘行為を行ったことを認め、同和解条項に基づく違約金150万円の請求について執行文を付与する旨の判決を言い渡しました。

この判決によって、株式会社FORTRESS, JAPANが、当団体との和解後も不当な勧誘行為を継続して行っていたということが明らかとなりました。

株式会社FORTRESS, JAPANに対する判決の言渡しに至る経過は次のとおりです。

#### 【違約金請求の前提としての裁判上の和解】

当団体は、2008年8月28日、株式会社FORTRESS, JAPANに対して、今後不当な勧誘行為を行わないことを求める差止訴訟を大阪地方裁判所に提起し、2009年3月4日、株式会社FORTRESS, JAPANとの間に、下記内容の和解条項からなる裁判上の和解が成立しました（裁判の経緯、和解条項全文、本件和解の意義等については、当団体のホームページをご参照下さい）。

##### 1 不当勧誘行為の確認条項

不当勧誘の停止の前提として、同社が不当勧誘をかつて一部行っていたことが、同社自身によって確認されました。

- ① 営業所からの退去妨害
- ② 「いつでも好きなときに受講できる」等の不実告知
- ③ レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表される等の不利益事実を告げないまま、「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などの消費者にとって利益を告げる行為
- ④ 消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為
- ⑤ 消費者に対し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を用いるなどして困惑させる行為
- ⑥ 契約の締結に関する判断力が不足している消費者に対する、その判断力の不足に乗

じた勧誘行為

⑦ その財産の状況に照らして契約を締結させることが不適切な消費者に対する勧誘行為

2 上記1①～⑦の勧誘行為の停止

同社は、本件訴訟で求めていた不当勧誘の停止及び従業員への周知徹底措置をとることについて約束し、訴訟の主たる目的を達成しました。

3 消費者からの取消要求への応諾・受領代金返還

①～③の不当勧誘を行って契約をした場合、消費者からの取消要求への応諾や代金返還を行うことを約束しました。

4 消費者からの解約等の申出に誠実に対応

同社は、④～⑦の不当勧誘を行って契約をした場合、消費者からの解約申出等に対して誠実に対応を行うことを約束しました。

5 違約金支払条項

同社は、①～③の不当勧誘を行った場合、本和解上の違約金として消費者1人あたり50万円をKC'sに支払うことを約束しました。

6 従業員への容周知徹底、研修指導

同社は、従業員に対して、本和解内容を周知徹底し、適切な研修指導を行って、不当勧誘停止の実効化をはかることを約束しました。

7 周知徹底措置の実行状況の報告

同社は、上記6の措置の実行状況をKC'sに書面で報告することを約束しました。

8 消費者が和解内容についての正確な情報にアクセスすることを確保

同社は、本和解成立について消費者に示す場合には、和解条項全文か、KC'sのホームページのURLを示すことを約束しました。

### 【違約金請求及び執行分付与の訴えの概要】

しかしながら、株式会社FORTRESS, JAPANは、東京、名古屋、大阪の英会話教室の名称を「グローバルトリニティー」から「ハーツ (HER-S)」に変更するなどしたうえ、上記和解条項で禁止された不当勧誘行為を複数の消費者に対して行っていることが判明したため、当団体は、違約金請求を行うとともに、2009年12月25日、大阪地方裁判所に対して、和解条項に基づく違約金請求の強制執行のための執行文の付与を求め、提訴しました。

その後、株式会社FORTRESS, JAPANは、当団体に対して廃業した旨の連絡をし、また、2010年2月18日、東京都及び消費者庁から6か月の業務停止処分を受けましたが、和解後も不当勧誘行為を行っていたということは認めませんでした。

### 【判決の意義及び判決内容の実現に向けて】

本日の勝訴判決により、株式会社FORTRESS, JAPANが、裁判上の和解において、当団体に対して二度と不当な勧誘行為を行わない旨約束したにもかかわらず、その後もこれに反して不当な勧誘行為を継続的に行っていたことが明らかとなったわけです。

しかしながら、株式会社FORTRESS, JAPANは廃業したなどとして、その責任を果たそうとしません。和解条項には、当団体に対する違約金の支払義務及び消費者に対する被害回復措置をとることが定められていますが、今日に至るまで、いずれも実行されていません。

当団体は、今後とも、株式会社FORTRESS, JAPANの責任を追及していきます。

以 上